

市税等の不納欠損および滞納処分の報告

「広報するもい11月号」では、市税と国民健康保険税（以下、市税等）における不納欠損について皆さんに報告しました。
「12月号」では、各種財産調査と差押えなどによる滞納処分についてお知らせします。

12月は「納税推進強調月間」です！

税の役割と自主納付

憲法では、国民の三大義務の一つとして納税が定められています。皆さんが納付した税金は、効率的な除排雪など、快適で住みよいまちづくりを進めるために欠かすことのできない大切な財源であり、決められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

市税等の滞納は、納期内に納付されている多くの方との公平性を欠くだけでなく、財源を確保することができず、市民に対する必要な行政サービスに支障をきたすこととなります。

納税は他の支払いよりも優先しなければならぬ義務があるため、個人が所有する住宅や車などの支払いを優先することは、市税等を納付できない理由にはなりません。

納付することができずとも、市税等を納付しないといった納税の意識が低い方に対して、市は差押えをし、所有する財産を金銭に換え、滞納になっている市税等を整理します。

差押えには本人の同意は不要

市税等にはそれぞれ納期限が決まられており、納税通知書に記載された納期限までに納付がない場合に督促状を発送します。

督促状（白色の用紙）

督促状発送後も納付や相談がない場合やうっかりした納め忘れなどを防ぐために送付します。

差押予告書（黄色の用紙）

差押えを前提とした警告文書で、発送後、支払期限日までに納付や相談がない場合には財産調査を行い、差押えなどの滞納処分をすることができ、財産を発見した段階で差押えをします。

差押通告書（赤色の用紙）

差押えなどの滞納処分をすることができる財産などを把握した上で送付する警告文書で、支払期限日までに納付や相談がなければ差押えをします。

市では、地域医療の確保、社会資本の整備など、市民が健康でイキイキと安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、市民との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

協働によるまちづくりを進めていくためにも、市税等の確保は重要な課題であり、これまでも納期内自主納付など、皆さんに協力をいただきましたが、今後も、悪質と判断せざるを得ない滞納者に対し、差押えなどの滞納処分を強化し、毅然とした態度で臨んでいきます。

市では、地域医療の確保、社会資本の整備など、市民が健康でイキイキと安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、市民との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

納税はお早めに！



◆市税等を納付できる場所

市税等は、市内金融機関や郵便局、市・税務課で納付できます。郵便局のATM（一部除く）には納付書読み取り式のものがあり、ATMの稼働時間内であれば土日でも納付することができます。

◆納期内に納付できないときは

病気療養や失業など、やむを得ない事情により、納期限までに納付が困難な方は、お早めに市・税務課（☎ 42-1804）へご相談ください。

市役所の通常業務時間に、仕事などで納付や相談ができない方は、定期的に夜間・休日相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

●夜間・休日相談窓口の日程

		夜間相談窓口	休日相談窓口
市役所2階 税務課		第4木曜日 17:20～20:00	第4日曜日 9:00～17:00
平成26年	12月	11日・25日	28日
平成27年	1月	22日	25日
	2月	26日	22日
	3月	12日・26日	22日

※納税推進強調月間（12・3月）は、第2木曜日も夜間相談窓口を開設しています。

◆各税目の納期限

月	税目	期別
5月	固定資産税（1期）	軽自動車税（全期）
6月	市道民税（1期）	
7月	固定資産税（2期）	国民健康保険税（1期）
8月	市道民税（2期）	国民健康保険税（2期）
9月	固定資産税（3期）	国民健康保険税（3期）
10月	市道民税（3期）	国民健康保険税（4期）
11月	固定資産税（4期）	国民健康保険税（5期）
12月	市道民税（4期）	国民健康保険税（6期）
1月		国民健康保険税（7期）
2月		国民健康保険税（8期）

※納期限は原則、各月の末日です。

◆便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、本人が指定した税目を指定口座から自動的に納付する方法です。

一度手続きをすると翌年度以降も自動的に継続されるので、納期ごとに金融機関や郵便局へ足を運ぶ必要がなく、税金のうっかりした納め忘れを防ぐことができます。

口座振替の手続きは、市内の金融機関や郵便局、市・税務課で行うことができます。

※郵便局で口座振替を利用する場合は、直接郵便局で手続きをお願いします。

●文書催告の件数（平成25年度）

催告書	1,030件
差押予告書	450件
差押通告書	207件
合計	1,687件

●財産調査の件数（平成25年度）

給与調査	83件
年金調査	35件
動産・不動産	178件
その他	459件
合計	755件

●差押え件数と金額（平成25年度）

差押財産	件数	金額（円）
給与	8	468,204
年金	3	1,507,400
動産・不動産	0	0
国税等還付金	21	1,210,138
その他	62	5,194,989
合計	94	8,380,731

※金額には道民税も含まれています。



督促状に記載された納期限までに納付がない場合は差押えをしなければならぬと法律に定められています。督促状の発送後も納付がない方に自主納付を促し、うっかりした納め忘れなどを防ぐため、文書や電話による催告をします。

それでも、市税等を納付しない、納税意思を示さないなどといった場合には差押えなどの滞納処分を進めるために財産調査をします。

その結果、差押えなどの滞納処分をすることができず、財産を発見した場合に差押えをします。

差押えには本人の同意は必要ありません。

自宅などの検索は裁判所の令状も不要で強制的に行うことができ、電化製品や貴金属などの価値の高い家財などを差押えることができます。

差押えや捜索が行われることによ

り、本人の周囲や勤め先にも滞納していることが知られる場合があります。本人の信用に関わる場合があります。これらの行為は公の利益を確保するためのものであり、その際の個人情報保護は保護されるべき個人情報には該当しません。

給与や年金などの差押えは、対象となつている滞納額が整理されるまで、いかなる理由があつても継続されません。

また、対象となつている滞納額が整理され、差押えが解除となつても新たに滞納が発生し、納付や相談がない場合には、再度差押えをします。